ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

このたび、皆さまがお住まいの地域に「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

この調査は、障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象として行う調査であり、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

※調査の対象となる方は、裏面をご参照ください。

調査は令和８年１１月１日時点で行うこととしており、調査員が１１月５～13日頃に皆様方のお宅にお伺いし、調査の趣旨の説明、調査の対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきます。

ご記入いただいた調査票は、郵送により回収させていただきます。

調査員が訪問することを事前に断りたい場合や調査についてのお問い合わせをしたい場合は、調査を実施する自治体の下記の窓口にご連絡ください。（訪問をお断りになる場合は、10月28日（水）までにご連絡ください。）

調査についてのお問い合わせ先　菰野町役場　健康福祉課 ※お問い合わせ時間　9:00～16:30（平日のみ） （☎０５９－３９１－１１２３）（FAX０５９－３９４－３４２３）

上記の窓口のほか、厚生労働省の調査担当窓口にご連絡いただくこともできます。（☎０３－５２５３－１１１１（内線３０２９））

※お問い合わせ時間　９：００～１２：３０　１３：３０～１８：００（平日のみ）

なお、調査票には個人を特定できる質問はございませんし、調査票に記入された内容は、統計上の目的以外に用いることはありません。

また、調査票の記入や提出は任意ですので、ご回答いただけない場合でも不利益が生じることはありません。

今回の調査目的をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

<u>※調査員が訪問する際には、三重県が交付した調査員証を提示します。</u>

この調査では以下に該当する方を調査対象としております。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障害のある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
- 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
- 眼鏡などを使っても、見えにくい。
- 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
- 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
- 思い出すことや集中することに困難を伴う。
- お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
- 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
- ２リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さに持ち上げることが難しい。
- 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
- 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
- その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

よくある質問

「次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。」として、対象となる例が列挙されているが、これらに該当しない場合は、対象外となるのか。

列挙しているのは、あくまで例であり、例示に該当がない場合でも、「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」と、本人が認識されている場合は、調査の対象となります。

調査の対象者について、「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」には、本人に心身の機能の障害はないが、騒音などの生活環境によって、日常生活のしづらさが生じている場合も含まれるのか。

「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」には、何らかの心身の機能の障害により、日常生活のしづらさが生じている方を幅広く対象としているが、心身の機能の障害が全くない方は、調査の対象外となります。

加齢により日常生活のしづらさが生じている方も調査対象となるのか。

加齢により、心身に具合の悪い状態が生じ、日常生活のしづらさを感じている方も調査対象となります。

「長引く病気やけが等」の「長引く」とは、具体的に何ヶ月以上が該当するのか。

「長引く」ものであるかどうかは、ご本人の認識次第なので、厳密に何ヶ月という線引きはありません。ご本人が判断できないという場合は、「概ね６ヶ月以上病気やけが等が継続している場合、または、継続する見込みがある場合」を一つの目安としてください。

１世帯に、調査対象者が二人いる場合の送付方法はどのようにすれば良いか。

調査票１部につき、封筒を１枚用意してありますので、それぞれにつき調査票をご記入いただき、別々の封筒に入れて送ってもらうようにしてください。